

# 宮津市公報

令和4年10月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 20 宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 規 則

- 15 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 6  
16 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則 ..... 6  
17 宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6  
18 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8  
19 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8

### 告 示

- 105 宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金交付要綱 ..... 9  
106 宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 10  
107 宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 11  
108 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 11

### 公 告

- 37 公示送達 ..... 12

### 水 道 企 業

#### 《上下水道告示》

- 16 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新 ..... 12  
17 宮津市指定給水装置工事事業者の廃止 ..... 12

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 15 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 13

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 9 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 13

## 条 例

宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

### 宮津市条例第20号

宮津市職員の育児休業等に関する条例及び宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項」を加え、「、並びに同法に定めのあるもののほか」を削る。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員という。以下同じ。)」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同条同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の

初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改める。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を第7号とする。

第3条の次に次の1号を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条を第17条とし、第8条から第13条までを10条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の10条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第7条 第2条の規定は、育児短時間勤務をすることができない職員について準用する。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイ

に掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮津市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている職員を引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第13条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)

第14条 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、給与条例第4条、第4条の2及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額、算出率（勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項 第2号	再任用短時間 勤務職員	育児短時間勤務職員等（宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第15条第4項 第15条第5項	第2項 要しない	宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条 要しない。ただし、当該時間が宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第20条第5項	給料	給料の月額を宮津市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項に規定する算出率（以下「算出率」という。）で除して得た額
第20条第6項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第7項	市長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市長
第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第15条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給与条例第4条、第4条の3、第4条の4及び第5条の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定により定められる額、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	再任用短時間	短時間勤務職員（宮津市職員の育児休業等に関する条例第
---------	--------	----------------------------

	勤務職員	16条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第22条	再任用職員	短時間勤務職員

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「宮津市」の前に「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は」を加え、同項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定により短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い任命権者が定める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び前条第4項の職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)については、日曜日及び土曜日」に、同条第2項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあっては8日以上)の週休日」に、「その他の事由により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)を「その他の事由(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等)に改め、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第8条第1項中「その他の別に」を「その他の規則で」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の宮津市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用について

は、なお従前の例による。

## 規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市規則第15号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市規則第16号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第11条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「（第5条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市規則第17号

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「手続き等」を「手続」に改める。

第1条中「手続き等」を「手続」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)

第2条の2 宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「条例」という。)

第2条第4号ア(イ)の規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。

- (1) 週によって勤務日の日数が定められている非常勤職員で、1週間の勤務日の日数が3日以上であるもの
- (2) 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第2条の3 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。)である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この号において同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

- (3) 条例第2条の3第3号に規定する市長が定める特別の事情に該当した場合

2 前項の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6か月に達する日」と、同項第3号中「第2条の3第3号」とあるのは「第2条の4」と読み替えるものとする。

第3条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「(次に掲げる場合は、2週間)」を加え、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してす

る地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 前条第2項の本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条中「宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。）」を「条例」に改める。

第7条の2中「育児休業条例」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第18号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第12号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第19号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「任命権者を同じくする職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に改める。

別表第3第8号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する

## 告 示

宮津市告示第105号

宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、令和4年2月以後の原油・物価高騰の影響を受けている法人及び個人事業者等の光熱費等（電気・ガソリン代等及び肥料代。以下「光熱費等」という。）の負担を軽減し、事業継続を支えるため、宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気・ガソリン代等 電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油の購入に係る経費をいう。
- (2) 肥料代 農産物の育成のために用いる肥料に係る経費（京都府の肥料高騰緊急対策実施要領（令和4年7月5日付け4農産第666号京都府農林水産部長通知）に基づく補助金の交付を受けるものを除く。）をいう。
- (3) 事業所等 本市に所在する事業を行うための事務所、店舗、支店、工場等をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 交付申請日において本市に事業所を有する者であること。ただし、農業又は漁業を営む者は、交付申請日において本市に在住している者とする。
  - (2) 将来にわたり事業を継続する意思があること。
- 2 農業又は漁業を営む者を交付対象者とする場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときとする。
- (1) 本市に住所を有する農業を営む者又は農業を営む者が組織する団体であつて、作付面積30アール以上又は令和3年度の農産物販売金額が50万円以上であるとき。
  - (2) 本市に住所を有する漁業協同組合の正組合員であるとき。

(不交付対象者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

- (1) 令和3年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## (算定対象経費)

第5条 算定の対象となる経費（以下「算定対象経費」という。）は、対象期間（令和4年2月から令和4年12月までの11月をいう。ただし、電気・ガソリン代等については、当該期間から選択した任意の6月をいう。）に支払った事業の用に供する光熱費等（光熱費等を販売するための当該光熱費等の仕入れに係る費用は除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、水稻に係る肥料代については、令和4年産水稻に係る作付面積1アール当たり2,000円（作付面積に1アール未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を算定対象経費とみなす。

## (支援金の額等)

第6条 支援金の額は、算定対象経費の10分の1以内（電気・ガソリン代等、水稻に係る肥料代、水稻を除く肥料代の区分ごとの当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、算定対象経費が他の補助金等の補助対象となるものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の限度額は、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が法人の場合は20万円に事業所等の数を乗じて得た額とし、その他の場合は10万円に事業所等の数を乗じて得た額とする。

3 支援金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

## (交付申請)

第7条 申請者は、宮津市事業者等原油・物価高騰対策支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

## (申請期限)

第8条 支援金の交付申請期限は、令和5年1月31日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

## (交付決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

## (交付の取消及び返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支援金が支給されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第106号

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市不妊治療等助成金交付要綱（平成15年告示第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子を欲しながらも不妊症又は不育症のため子に」を「不妊症又は不育症のため子を希望しながらも」に改める。

第3条の表一般不妊治療の項助成対象経費の欄中「人工授精」を「先進医療（厚生労働大臣の定め

る先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号。以下「国告示」という。）第1の1に規定する先進医療であって、国告示第1の2に規定する厚生労働大臣が認めた病院又は診療所で行うものをいう。）に改め、同項助成金の額の欄中「令和3年4月1日以後の医療費の」を「医療費に対する助成金初回申請以後」に、「1年度当たり」を「1年度の診療に係る医療費に対し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後の治療に係る医療費について適用し、同日前の治療に係る医療費については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第107号

宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱（令和3年告示第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市特定不妊治療等通院交通費助成金交付要綱

第1条中「体外受精及び顕微授精による不妊治療」を「特定不妊治療費等助成事業助成金交付要綱（平成16年京都府告示第485号）第2条第1項に規定する特定不妊治療及び同条第2項に規定する先進医療による不妊治療」に、「特定不妊治療」を「特定不妊治療等」に改める。

第2条から第4条まで及び第6条中「特定不妊治療」を「特定不妊治療等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市特定不妊治療等通院交通費助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の治療に係る通院交通費について適用し、同日前の治療に係る通院交通費については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第108号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第37号  
公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。  
令和4年9月14日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

水道企業

## 《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第16号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条第2号の規定により告示する。

令和4年9月30日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第S03071号	斉藤電機設備	宮津市字難波野39番地の5	齊藤 強	令和9年9月29日
宮水道指定第S03072号	シブヤデンキ	宮津市字波路町127番地の1	澁谷 勘次郎	令和9年9月29日
宮水道指定第S03073号	株式会社舞設	舞鶴市字森小字勘尻215番地	代表取締役 柿野 久和	令和9年9月29日
宮水道指定第S03074号	協栄電気商会	与謝郡与謝野町字加悦982番地	中谷 義昭	令和9年9月29日
宮水道指定第S02076号	株式会社三木	京丹後市大宮町三重334番地の2	代表取締役 三木 健徳	令和9年9月29日
宮水道指定第S04078号	池田電気株式会社	宮津市字滝馬 705 番地	代表取締役 池田 憲治	令和9年9月29日
宮水道指定第S04080号	小松電機商会	宮津市字惣379番地の10	須川 智春	令和9年9月29日
宮水道指定第S05081号	松本燃料株式会社	京丹後市網野町下岡815番地の1	代表取締役 松本 栄作	令和9年9月29日
宮水道指定第S07088号	高岡水道設備	与謝郡与謝野町字男山1614番地	高岡 昭一	令和9年9月29日

— \* \* \* —

宮津市上下水道告示第17号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

令和4年9月30日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第 S05083号

- (1) 名 称 矢野電器株式会社
- (2) 所 在 地 与謝郡与謝野町字加悦201番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 矢 野 恒 和
- (4) 廃止年月日 令和4年9月29日

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第15号

令和4年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月26日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和4年9月29日(木) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年9月6日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和4年9月13日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(ミップル3階)第1コミュニティルーム
- 3 議 題
  - 議案第29号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
  - 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - 議案第32号 非農地証明交付申請の承認について